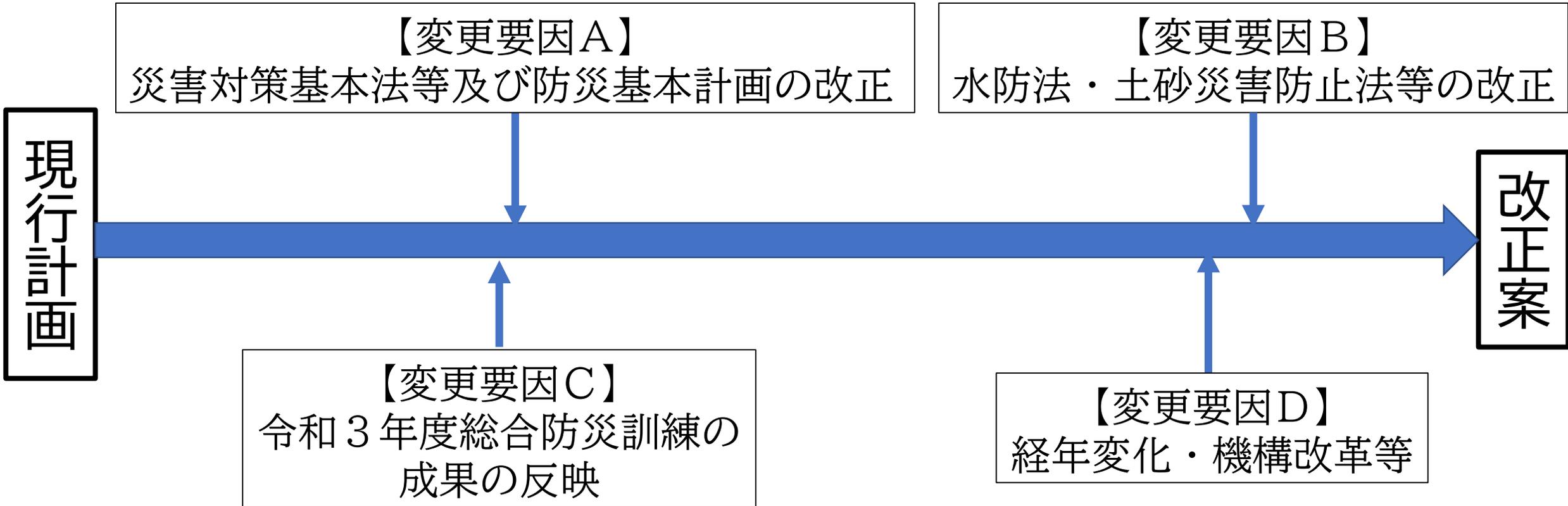


審議案件

生駒市地域防災計画の修正について

# 生駒市地域防災計画の見直しの考え方



変更要因 A

災害対策基本法等及び防災基本計画の改正の反映

# 防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

## 主な修正項目

### 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- 災害対策本部の見直し
  - ・ 特定災害対策本部の設置
  - ・ 非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
  - ・ 災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置
- 個別避難計画の作成
  - ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化
- 避難勧告・避難指示の一本化等
  - ・ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
- 広域避難に関する事項
  - ・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
  - ・ 他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
  - ・ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

### 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における感染症対策
  - ・ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- 避難所開設・運営訓練の実施
  - ・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- パーティション等の備蓄の促進
  - ・ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
  - ・ 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
  - ・ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 被災自治体への応援職員等の感染症対策
  - ・ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
  - ・ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

### その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

# 防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

## 主な修正項目

### 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

#### ○災害対策本部の見直し

- ・特定災害対策本部の設置
- ・非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
- ・災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置

#### ○個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

#### ○避難勧告・避難指示の一本化等

- ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し

#### ○広域避難に関する事項

- ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
- ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
- ・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

### その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進

### 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

#### ○避難所における感染症対策

- ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等

#### ○避難所開設・運営訓練の実施

- ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施

#### ○パーティション等の備蓄の促進

- ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進

#### ○コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

- ・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
- ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供

#### ○被災自治体への応援職員等の感染症対策

- ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
- ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

- 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

避難所運営マニュアル別冊（2年度）

2年度対応

県が対応

庁内対策で対応

反映済み

国が対応

反映済み

政府対策本部関連

2年度修正済み

広域避難計画

本市は非該当

# 防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

## 主な修正項目

### 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- 災害対策本部の見直し
  - ・ 特定災害対策本部の設置
  - ・ 非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
  - ・ 災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置
- 個別避難計画の作成
  - ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化
- 避難勧告・避難指示の一本化等
  - ・ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
- 広域避難に関する事項
  - ・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
  - ・ 他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
  - ・ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

①

### 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- 避難所における感染症対策
  - ・ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- 避難所開設・運営訓練の実施
  - ・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- パーティション等の備蓄の促進
  - ・ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
  - ・ 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
  - ・ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 被災自治体への応援職員等の感染症対策
  - ・ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
  - ・ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

②

### その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進

①

- 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

③

④

① 「個別避難計画作成の努力義務化」への対応  
(「福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難」を含む)

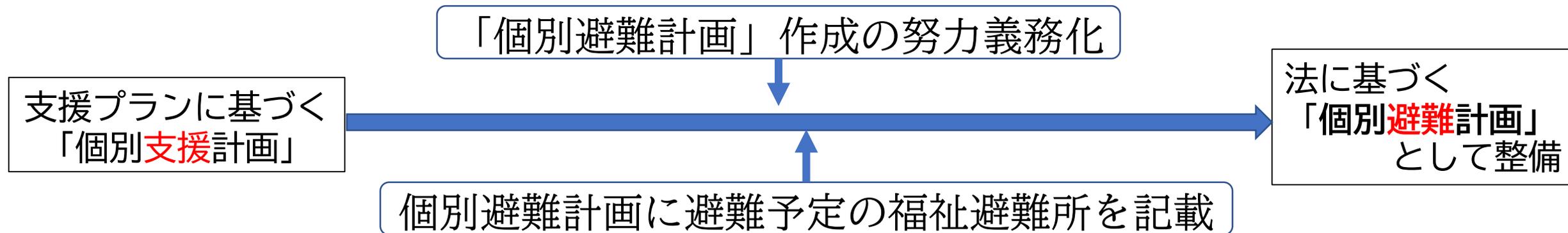
◎ 「個別避難計画」とは？

個々の避難行動要支援者毎の避難（支援）計画

本市は「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」（以下「支援プラン」）により  
個々の要援護者の避難支援計画を作成（「個別支援計画」）

◎ 防災基本計画改正における「福祉避難所の活用」に関する新規記載

個別避難計画に**避難を予定する福祉避難所**を、事前調整の上記載



⇒ 「個別支援計画」を、法に基づく「**個別避難計画として整備する**」旨明記

細部「別紙A-①」参照

## ②災害対応のデジタル化の推進

「国〔内閣府〕は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、**地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行う**ものとする。」

「**市町村は、**効率的な罹災証明書の交付、個々の被災者の被害の状況等の情報を集約した被災者台帳の作成業務について、**システムの活用等含めた効率的な実施について検討すること。**」（要約）

「デジタル化に当たっては、災害対応に必要な**情報項目等の標準化**や、**システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備**を図る」

◎自治体のシステム整備促進を目的として

内閣府において「**クラウド型被災者支援システム**」を構築（令和4年度開始）



国の施策に連携して、災害対応のデジタル化を推進する旨を記載

細部「別紙A-②」参照

（今後、国の施策の詳細を入手して事業の具体化に向けた検討を実施）

### ③防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進

「防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要」



生駒市地域防災計画（第2部災害予防計画 第1章市民の防災力の向上）

「市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティアと連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに・・・」

「**自治会**」を追加

#### 【自治会に想定する役割】

- 支援が必要な個々の被災住民とボランティアセンターとの間の連絡への協力
- 市内におけるボランティア募集への協力（被災した自治会への支援での連携）

細部「別紙A-③」参照

## ④正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

「地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。」として

普及啓発すべき内容に

「避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること」  
を追加



「防災知識の普及」「市民に対する普及啓発」に関する事項として記載

細部「別紙A-④」参照

## 変更要因 B

水防法・土砂災害防止法の一部改正の反映

3ヶ月以内施行

○ 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。



【改正概要】

- ・ 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- ・ 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



①要配慮者施設の避難確保計画の内容に係る助言・勧告の実施

②要配慮者施設の所有者等が実施する避難訓練の内容に係る助言・勧告の実施

を記載

併せて①②の対象となる要配慮者施設についても明確化

(「災害時要援護者利用施設」→「要配慮者利用施設」に標記変更)

細部「別紙B」参照

変更要因C 令和3年度総合防災訓練の成果の反映

# 令和3年度総合防災訓練の準備・実施を通じて明らかになった主要課題

## ◎市対策本部における情報の整理・集約～伝達・共有の改善

地震災害の特性（風水害との比較）：膨大な被害が短時間に発生

→短時間で大量な被害情報

→情報収集整理班が対応不能・整理集約・共有停止 →状況把握・判断・指示困難

各部・班から所掌する部長への情報提供不十分 →各部長の指示・意見提出停滞

消防本部と対策本部との情報共有がほとんどできず

派遣自衛隊の受け入れに関し、指示調整担当者が不明確

I A Eとの連携について、I A Eへの指示・依頼の系統が不明確

◎継続的に改善を検討

# 令和3年度総合防災訓練の準備・実施を通じて明らかになった主要課題

## ◎避難施設の安全確認の強化

別紙C-①

現行：地域住民または参集職員等が安全確認を実施後、避難者を受け入れ  
→被害施設への受け入れの可否判断への不安・懸念 →技術職員等が再点検

## ◎避難所単位における訓練の促進

別紙C-②

各避難所の自動参集職員・担当職員、管理者等と、通常複数の自主防災会等が関係  
→個々の自主防災会主体では企画・調整・実施が難しい →特段の推進努力が必要

## ◎ボランティアセンターの設置場所の変更

別紙C-③

駐車場スペースが不可欠 →社会福祉協議会事務所（セイセイビル）以外で開設

## ◎自主防災会と自治会の協力・連携の再確立

次項補足

自治会・自主防災会の連携の再強化が必要

→両者の関係性、協力・連携の必要性の明確化等

## ◎自主防災会と自治会の協力・連携の再確立について

- 1 自主防災会の定義を明記し、自治会と不離一体のものであることを明らかにする。  
(記述内容については自主防災会の認定基準を準用)

### 【生駒市自主防災会認定要綱】

(認定基準)

第3条 次の各号のすべてを満たす自主防災組織を、本市の自主防災会として認定する。

- (1) **隣保共同の精神に基づき、災害発生に備え防災に関する知識・技術等の普及・啓発に努めるとともに、災害時において被害の防止・軽減に努める活動を行うこと。**
- (2) **一つの自治会又は複数の自治会で組織**されていること。
- (3) 会則又はこれに準ずるものを有していること。

- 2 自主防災会の各活動等に関する条項において、自治会と連携・協力してそれらの活動を行うことを明示する。

細部「別紙C-④」参照

## 変更要因D 経年変化・機構改革等

年度・人口等の数値、組織名・職名の変更等  
(細部説明省略)